

○高島市道の駅施設「藤樹の里あどがわ」の管理運営に関する規則

平成26年2月7日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、高島市道の駅施設「藤樹の里あどがわ」の設置および管理に関する条例(平成25年高島市条例第39号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、高島市道の駅施設「藤樹の里あどがわ」(以下「道の駅施設」という。)の管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入場の制限)

第2条 市長(条例第11条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に道の駅施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第9条までにおいて同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、または退場を命ずることができる。

- (1) 場内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) 道の駅施設または設備を損傷するおそれのある者
- (3) その他市長の指示に従わない者

(入場者の遵守事項)

第3条 道の駅施設の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道の駅施設または設備を損傷しないこと。
- (2) 他の入場者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) あらかじめ市長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供、ポスターの貼付等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしないこと。
- (5) その他市長が指示する事項

(施設の使用等に係る承認の手続)

第4条 条例第6条第1項の規定による申請は、使用承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の使用承認申請書は、使用しようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第6条第1項前段の規定による承認(以下「使用承認」という。)をするときは、使用承認書を当該承認の申請をした者に交付するものとする。

4 第1項および前項の規定は、条例第6条第1項後段の規定による申請について準用する。  
この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、  
前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 条例第6条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (3) あらかじめ市長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供、ポスターの貼付等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしないこと。
- (5) その他市長が指示する事項

(使用料の減免)

第6条 条例第7条第4項の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合および金額は、次のとおりとする。

- (1) 市または高島市教育委員会が主催または共催する事業に使用するとき。 免除
- (2) その他市長が特に減額し、または免除する必要があると認めるとき。 市長が定める額

2 条例第7条第4項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、条例第6条第1項に規定する使用承認の申請と同時に使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(施設の変更等の承認の手続)

第7条 条例第8条ただし書きの規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消し等の届出)

第8条 使用者は、使用承認を受けた施設の使用を取り消そうとするときは、速やかに使用取消届出書に使用承認書を添えて市長に届け出なければならない。

(損壊等の届出)

第9条 条例第10条第2項の届出は、施設損壊等届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(開館時間等の変更の承認の手続)

第10条 条例第12条の規定による承認の申請は、あらかじめ、開館時間等変更承認申請

書を市長に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の承認の手続等)

第11条 条例第13条第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第3項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第13条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第13条第5項ただし書きの規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第13条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する使用承認申請書その他の書類の様式は、市長が別に定める。ただし、指定管理者に道ば駅施設の管理に関する業務を行わせる場合にあっては、第4条、第6条第2項および第7条から第9条までに規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。